

# 国立大学法人東京医科歯科大学学内保育施設の利用に関する細則

平成22年2月15日  
制 定

## (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学内保育施設に関する規則（平成22年規則第10号）以下「規則」という。）第25条の規定に基づき、規則第3条に規定する保育園の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の学部学生、大学院学生
- (2) 常時保育 週5日間定期的実施する保育
- (3) 一時保育 一時的に日時を指定して実施する保育
- (4) 従業員枠 保育園定員のうち、本学が乳幼児の受入の可否を判断するもの
- (5) 地域枠 保育園定員のうち、文京区が乳幼児の受入の可否を判断するもの

## (休園日)

第3条 保育園の休園日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

## (保育時間)

第4条 保育時間は、次のとおりとする。

- (1) 基本保育時間 7時15分から18時15分まで
- (2) 延長保育時間 18時15分から19時15分

2 常時保育の利用者は、基本保育時間内において継続して利用する任意の時間帯を定めなければならない。

## (保育年齢、年齢別定員)

第5条 保育園の保育年齢及び年齢別定員は、次のとおりとする。

- (1) 保育年齢 生後57日（0歳）～2歳児（満3歳の誕生日をむかえた年度末まで）
- (2) 年齢別定員（年齢は4月1日現在の年齢）

0歳児：従業員枠10名、地域枠2名

1歳児：従業員枠6名、地域枠2名

2歳児：従業員枠2名、地域枠2名

2 前項第2号掲げる年齢別定員のうち、従業員枠については、欠員が生じている場合、本学と委託者の双方で調整し、保育園運営委員会の決議をもって変更できることとする。

## (利用資格)

第6条 従業員枠を利用できる者は、前条第1項第1号に規定する乳幼児を養育する本学の職員、学生、日本学術振興会特別研究員又は学長が指名する教員（以下「担当教員」という。）が適当と認める者であって、勤務、勉学、疾病、介護その他の事情により、その養育に係る乳幼児について保育園による保育が必要であると認められる者とする。

2 地域枠を利用できる者は、文京区が行った利用調整により保育園の利用が決定された者であり、かつ保育の実施について委託を受けた者とする。

（利用申込）

第7条 従業員枠として常時保育の利用を希望する者は、所定の入園申込書及びその他必要書類を毎年度担当教員へ提出しなければならない。

（利用者の決定）

第8条 担当教員は、前条の入園申込書の提出があったときは、保育園運営委員会の議を経て、利用の可否を決定し、当該申込書を提出した者に通知するものとする。

2 前項の規定により保育園の利用を承諾された者（以下「利用者」という。）は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

（延長保育）

第9条 保育園が定める基本保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、第4条第1項第2号で定める時間の範囲内で延長保育を提供する。

2 延長保育は、月極利用とスポット利用とし、利用定員等については次のとおりとする。

(1) 月極利用（1月に12回以上の利用が必要）

定員：2名（地域枠と従業員枠を合わせて）

利用可能年齢：1歳児以上

(2) スポット利用

定員：3名（地域枠と従業員枠を合わせて）

利用可能年齢：生後6か月以上

3 延長保育の利用を希望する者は、所定の延長保育利用申込書を担当教員に、次にあげる期限までに提出する。ただし、利用人数によっては利用を制限する場合がある。

(1) 月極利用：利用しようとする月の前月20日まで

(2) スポット利用：利用しようとする日の前日16時まで

（一時保育の利用登録及び利用予約）

第10条 一時保育の利用を希望する者は、所定の一時保育登録申込書を利用しようとする日の2週間前までに担当教員に提出し、承認を得なければならない。ただし、一時保育の利用は、一時保育の利用を希望する乳幼児の保護者のいずれか又は双方が、本学の職員又は学生等である場合に限る。

2 一時保育の利用を希望する者は、前項の承認を得た後、利用しようとする日の1月前から前日16時までに所定の利用予約を行うものとする。ただし、利用人員によっては利用を制限する場合がある。

（休園）

第11条 担当教員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、従業員枠で入園した乳幼児（以下「従業員枠園児」という。）を休園させることができる。

- (1) 2 か月を超えない範囲で休園を希望する場合
  - (2) 感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合
  - (3) その他園児に対して通園が適当でないと判断した場合
- 2 従業員枠園児の休園を希望する利用者は、やむを得ない事情がある場合を除き、休園しようとする日の2週間前までに所定の休園届を担当教員に提出しなければならない。
  - 3 従業員枠園児が2週間以上休園する場合の取り扱いは、別表第1に掲げるとおりとする。

#### (退園)

第12条 担当教員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、従業員枠園児を退園させることができる。

- (1) 利用者が従業員枠園児の退園を希望する場合
  - (2) 利用者が第6条第1項に定める利用資格を失った場合
  - (3) 従業員枠園児が2か月を超えて休園する場合
  - (4) 従業員枠園児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあり、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められ、かつ休園した後復帰できないおそれがあると認められる場合
  - (5) 利用者が保育料等を3月以上滞納し、かつ、督促に応じない場合
  - (6) 利用者が本細則に違反した場合
  - (7) 提出書類の記載事項に虚偽があった場合
  - (8) その他園児に対して通園が適当でないと判断した場合
- 2 従業員枠、地域枠の別にかかわらず、退園を希望する利用者は、やむを得ない事情がある場合を除き、退園しようとする日の1月前までに所定の退園届を担当教員に提出しなければならない。

#### (保育料等)

第13条 保育料等は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 利用者は、保育の形態及び種別に応じて、所定の期日までに前項に定める保育料等を納入しなければならない。なお、納入された保育料等は、原則として返納しない。
- 3 基本保育料の算定は、入園又は退園した日の属する月を含むものとし、日割り計算は行わない。
- 4 延長保育又は一時保育を前日（前日が休園日である場合にはその前日）16時以降に取り消した場合は、予約内容に基づき料金を徴収する。

#### (施設損害賠償)

第14条 利用者又は園児が故意又は過失により保育園の施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者がその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

#### (地域枠園児の手続き)

第15条 第7条、第9条、第11条及び第12条に係る地域枠園児の手続きは、文京区の定めに従うものとする。

#### (雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、保育園の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成26年5月21日制定）

この細則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月2日制定）

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年2月3日制定）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月23日制定）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日制定）

この細則は、令和3年3月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第11条関係）

休園の取扱い	休園の理由	保育料の取扱い	提出書類
保育停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が病気や怪我をした場合</li> <li>・保護者が遠方の両親のもとで出産する場合</li> </ul>	保育料を免除する(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育停止申立書</li> <li>・園児の病気や怪我の場合…診断書（コピー可）</li> <li>・保護者が遠方の両親のもとで出産する場合…母子健康手帳（表紙及び出産予定日が分かるページ）の写し</li> </ul>
休園	保育停止に該当せず、2週間以上休む場合	保育料を免除しない	休園届

(注1)・保育料は日割り計算を行わないため、保育停止期間が2か月に満たない期間だった場合、保育料を免除するのは1か月分のみとする。

- ・2か月経過後も要件が継続している場合は、1か月を限度に延長することを可能とし、その場合は、再度「保育停止申立書」を提出することとする。

別表第2（第13条関係）

保育形態	種別	料金
常時保育	基本保育料	利用者の居住する市区町村長が定める保育料
	延長保育料	月極利用 5,000円/月 スポット利用 100円/10分
	補食費	200円/回
一時保育	一時保育登録料	2,000円/1乳幼児につき
	一時保育料	500円/30分
	一時保育延長保育料	500円/30分
	昼食費	500円/回
	午前おやつ費	100円/回
	午後おやつ費	200円/回
	補食費	200円/回